

別紙 1

多度津町子ども第三の居場所推進事業 業務仕様書

1 事業概要

(1) 目的

家庭や学校で困難を抱える子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、子どもたちが信頼できる大人や友人と過ごしながら、生活習慣や学習習慣を整え、将来の自立に向けて生き抜く力を身につけられるよう支援することを目的とする。

(2) 事業名

多度津町子ども第三の居場所推進事業

(3) 事業対象区域

多度津町内

2 事業内容

(1) 支援対象者

多度津町内に居住している小学生・中学生で、次の各号のいずれかに該当すると町が判断した子ども（以下「対象児童」という。）及びその家庭とする。ただし、支援を行うことが適切であると町が判断した場合は、高校生以上の子どもも対象にすることができる。

- ① 家庭環境に困難を抱える子ども
- ② 発達に特性がある子ども
- ③ その他、関係機関からの情報などにより支援を行うことが適切であると町長が判断した子ども

(2) 支援内容

対象児童に対し、放課後や長期休み等において安心して過ごせる場所を提供するとともに以下の支援等を行う。

- ① 基本的な生活習慣の習得の支援（片付けや日用品の使い方に関する助言、入浴や歯磨き、洗濯等の衛生管理の習慣づけ）
- ② 食事の提供および望ましい食習慣の習得の支援
- ③ 学習支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- ④ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑤ 保護者の養育相談及び悩み相談
- ⑥ 居場所と対象児童の家庭（家庭での送迎ができないときに限る）及び学校等との間の送迎支援
- ⑦ 対象児童ごとの個別支援計画の作成や、支援内容の記録

- ⑧ 町、学校、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関等と連携した、地域の子どもの情報共有
 - ⑨ 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
 - ⑩ その他対象児童の健全な成長及び自立を図るための支援
- (3) 支援の提供日
週5日以上、年間250日以上とする。ただし、実態として250日開所する必要がない場合は、200日以上の開所とする。
- (4) 支援の提供時間
1日5時間以上（送迎時間は含まない。）とする。なお、対象児童に対し放課後や長期休み等において安心して過ごせる居場所を提供する事業趣旨に鑑み、学校が休みの日は、提供時間を延長する。
- (5) 利用料
利用料は無料とする。

3 事業の実施場所

- (1) 立地
多度津町内とし、対象児童の通いやすさや安全・安心な環境に十分配慮した立地とすること。
- (2) 施設
居場所を開設する施設は、最低延床面積を90㎡とし、継続・安定した事業運営に支障がない建物であること。
- (3) 設備
居場所を開設する施設には、以下の設備等を備えること。
- ① 衣服を洗濯・乾燥させる設備
 - ② 入浴させるための設備
 - ③ 食事を提供するための設備
 - ④ 学習を支援するための設備
 - ⑤ 保護者等からの相談を受けるためのプライバシーの保護が可能な相談スペース
 - ⑥ 送迎用自動車（道路運送車両法に基づき自動車を運輸支局等に登録し、検査を受けたもの。なお、町からの補助を受け新車を購入する場合は日本財団が指定する車両ラッピングを行い、その費用を予算に積算すること。
 - ⑦ 事務室
- (4) 定員
1日につき、20人程度とする。

4 運営体制

(1) 運営団体

町が別に定める方法で選定した法人（以下「運営団体」という。）が運営する。運営団体は、香川県内に主たる事務所を置く、非営利の法人とする。

(2) 職員配置

運営団体は、支援の提供時間中、以下の各号に定める職員等を配置すること。

- ① 運営責任者（児童福祉事業及びそれに類する業務に従事していた経験を持つ者で、事業運営の全般を総括する事業運営責任者的な立場の者）…常勤1名
- ② 児童支援員（児童福祉事業及びそれに類する業務に従事していた経験を持つ者が望ましい。）…1人以上（1日の勤務時間が平均5時間以上であること）
- ③ 支援補助員（児童福祉事業及びそれに類する業務に従事していた経験を持つ者が望ましい。ボランティア可）…2人以上

(3) 衛生管理について

支援の提供にあたっては、提供する飲食物や入浴設備の衛生管理について十分配慮すること。

(4) 個人情報の保護

本事業の実施により取得した個人情報については、関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 非常災害対策について

非常災害に備えて避難訓練等を定めた防災マニュアルを作成すること。

(6) 事故発生時の対応について

- ① 支援の提供中に事故が発生した場合には、直ちに町に報告すること。
- ② 運営団体に帰すべき事由により賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行うこと。また、あらかじめ損害賠償責任保険に加入すること。

5 事業実施に対する補助

(1) 町からの補助

町は、運営団体に対し、本事業の開設・運営に要する費用を補助する。

(2) 補助限度額

- ① 開設事業…1か所につき5,000万円
- ② 運営事業…月額120万円

(3) 補助対象経費

本事業の開設、運営に要する経費であって、事業区分ごとに以下のとおりとする。対象経費の支出に当たっては、町の財務規則に準じた方法で契約すること。

① 開設経費

建築（増改築・外構を含むに係る直接工事費、共通仮設費、現場管理費、設計・管理委託）、家電・什器等の備品購入費、利用児童の送迎用車両購入費（1台分）。ただし、施設の基本設計・実施設計に要する経費は、別に定める期間に契約したものを対象にする。また、不動産の購入・賃貸に要する費用、整地に係る費用、旧施設の撤去費、施設の耐震診断に係る費用は対象外とする。

② 運営事業

報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、報償費、諸費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕量、賄材料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金。